

再意見書

平成 20 年 9 月 29 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2008年度)の再意見の募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2008年度)の再意見の募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者	該当部分	再意見
-	-	<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争セーフガード制度の目的は、競争セーフガード制度の運用に関するガイドラインにあるとおり、PSTN から IP 網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、電気通信市場における公正競争環境確保の観点から講じられてきた各種の競争セーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすることとされています。 ・ この目的に鑑みると、本制度を運用するにあたり、現行の電気通信事業法等の法令及び各種ガイドライン等が遵守されているか否かを検証するのみでは不十分であり、そもそもこれらの規制措置が「公正競争環境確保」という大目的を達成するために十分なものなのかという観点での検証が不可欠です。 ・ 例えば、FTTH 市場においては東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(合わせて以下、「NTT 東西」という。)が70%以上のシェアを有し、現在もそのシェアを伸ばし続けているという

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>事実があります。これを、現行のルールを遵守し競争を行った結果であれば問題ないと結論付けるのは誤りであり、競争セーフガード制度の趣旨からは、このような事実から現行のルールの不十分さを疑い、ルール自体の変更を行うことが求められるべきものであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、本制度の適切な運用のためには、詳細な実態調査が必要とされますが、意見募集等を通じて競争事業者側から立証が可能な範囲は自ずと限られてしまうため、総務省殿における積極的な調査が不可欠と考えます。従って、本年度については、事業法第 166 条(報告及び検査)の規定を活用する等により、NTT グループ各社や代理店等を含め、昨年度以上により充実した調査を実施して頂きたいと考えます。 ・ なお、本制度の運用に関し、NTT 東西殿からは、規制の最小化を図り、原則として各事業者の自由な事業展開に委ね、IPブロードバンド分野の発展・拡大につなげることが重要との旨の主張がなされていますが、本格的な IP 化時代を迎えるにあたり、少なくともボトルネックである光アクセス網の真の開放がなされていない状況で NTT 東西殿に対して自由な事業展開を許容することは、FTTH 市場を中心に再度強まりつつある独占を容認することに他ならず、競争の終焉を意味します。 ・ すなわち、NTT 東西殿に対する義務を軽減すべきか否かという論点は、NTT の在り方の見直しの中で始めて俎上に載せるべきものであ

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>り、現状では検討に値しないことは言うまでもありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下に、各論点における弊社共の意見を記載させていただきます。
NTT 西日本	<p>【NTT 西日本(P.1)】</p> <p>【総論】</p> <p>従来の競争政策(ボトルネック設備を指定し、その設備を公定料金で内外無差別に貸し出しさせる仕組み)を継続した場合、自ら努力して設備を造るよりも、他人が努力して造った設備を借りた方が有利となることから、本来行われるべき「設備競争」は進展せず、特定の事業者の設備独占の上にサービス競争のみが展開される構造を変化させることはできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> NTT 東西殿は、公社時代から独占的に線路設置基盤を有しており、また、一定のルールは設けられているものの、これらの基盤の利用において依然として競争事業者と比べて手続面・費用面で有利である等、NTT 東西殿は設備構築において競争事業者と比べて圧倒的に優位な状況にあることは明らかなです。 このような状況において、設備競争が「本来行われるべき」競争であるといった主張は全く受け入れられないものであり、そもそも、競争事業者が市場に参入するにあたり、新たに設備を構築するか、他社の設備を借りるかという判断は、事業者が経済合理性等に基づいて選択するものであるべきです。 なお、NTT 西日本殿は、「他人が努力して作った設備を借りた方が有利」と主張されていますが、接続事業者は接続料という形で適正報酬も含む対価を支払っており、当該主張は適切でないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
<p>NTT 東日本 NTT 西日本 KDDI 株式会社 (以下、「KDDI」という。) イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)</p>	<p>【NTT 東日本(P.9)】 【現行の指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】 したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、規制する立場にある行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>【NTT 西日本(P.5)】 【現行の指定方法の見直しについて】 ・したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」から「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにして頂きたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定して頂きたいと考えます。</p> <p>【KDDI(P.2)】 ■ 端末系伝送路設備の種別</p>	<p>【第一種指定電気通信設備に関する検証、指定要件に関する検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2008 年度)に対する弊社意見書(以下、「弊社意見書」という。)(平成 20 年 8 月 25 日)でも述べたとおり、ポジティブリスト方式はボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず、一定期間指定されない場合が生じ得る可能性があるとともに、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西殿による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているという事実や、NTT 東西殿を競争上不利な状況に置く又はお客様利便を損ねている等の状況も認められないことから、ネガティブリスト方式の採用は第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当と考えます。 ・ また、第一種指定電気通信設備においては、NTT 東西の端末系伝送路がメタル・光ファイバを問わず独占的に設置された線路敷設基盤を用いて整備されてきたことを考慮すると、メタル・光ファイバを一体として回線シェアを計るという現行の方式は極めて適切であると考えます。 ・ 従って、今年度においても、現行の考え方に変更を加えるべき状況の変化は認められないことから、KDDI 殿とイー・アクセス殿の意見書にもあるとおり、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった現行の考え方は継続されるべきと考えます。 ・ なお、第一種指定電気通信設備の判断にあたっては、代替性が存

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>指定電気通信設備制度における指定要件について、「端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性があると認められる」との現行の考え方を維持すべきと考えます。</p> <p>【イー・アクセス(P.3)】</p> <p>■ 指定要件については現行維持が適切</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の指定要件については、これに基づき ADSL サービス等国際的にも競争力のあるサービスが実現され日本の通信市場における競争施策の根幹をなしているものであり、引き続きの維持が必要と考えます。 ・また、現行の指定要件の維持は、NW の IP 化及び次世代ネットワークの進展の中で、物理レイヤでの市場支配力を梃子にした上位レイヤへの市場支配力の行使に対しても有効であると考えます。 	<p>在するか不明確でかつボトルネック性のない高速無線アクセス回線は含めるべきでないと考えます。また、CATV回線については、現行の「固定端末系伝送路設備設置状況報告」における集計方法のとおり、放送目的のみのものを含めないことが適切なことは言うまでもありません。</p>
<p>NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>【NTT 東日本(P.4)】</p> <p>【NGN、地域IP網及びひかり電話網】</p> <p>当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>【NTT 西日本(P.2)】</p>	<p>【NGN、地域 IP 網及びひかり電話網の指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)、ひかり電話網(光IP電話用ルータ)については、今年度より新たに第一種指定電気通信設備の指定対象とされたばかりであり、現時点で見直しを行う必要は全くないと考えます。 ・ また、地域 IP 網については、昨年度の検証において「一部の事業者が同様のネットワークを自前構築することができることをもち直ち

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>【次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網について】</p> <p>・当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p>	<p>にボトルネック性がないと判断することはできず、①NTT東西同士が互いの地域IP網を相互接続して利用していること、②ISP事業者が加入者回線及び地域IP網を足回り回線として利用しており、地域IP網との接続ができなければ事業展開上大きな支障が生じること、③本年度下期に本格商用サービスを予定している次世代ネットワークとの関係が必ずしも明確でないこと等を総合的に勘案すれば、現時点において指定を解除することは適当ではない。」とされていますが、現在も依然としてこれらの状況に何ら変わりはないため、今後も継続して第一種指定電気通信設備として指定されることが当然であると考えます。</p>
<p>NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>【NTT 東日本(P.5)】</p> <p>【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>【NTT 西日本(P.3)】</p> <p>【局内装置及び局内光ファイバについて】</p> <p>・メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタ等の装置類についても、当該装置類等が誰でも容易に調達・設置可能である等、参入機会の均等性が確保されていること、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置しており、</p>	<p>【局内装置類及び局内光ファイバの指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入ダークファイバと一体として設置・機能するメディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類については、昨年度の検証結果にもあるとおり、それらが市場において容易に調達可能であること、また、事業者が自前敷設することができることをもって、直ちにボトルネック性がないと判断することはできないため、指定が継続される必要があると考えます。 ・ 局内光ファイバについては、昨年度の検証において「NTT東西からは、接続事業者が自前敷設した芯線数の割合が高いとの意見が示されているが、これについては、接続事業者が局内光ファイバを自前敷設するのは主として一回の工事により大きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必要がある。また、「他事業者も計画的に

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>当社が接続料を設定したものの利用実績は皆無であることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであるため、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>・局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、当社の加入者光ファイバと一体で利用する局内光ファイバの場合、その74%が他事業者による自前敷設となっている(平成18年11月末時点の東西合計値。局内光ファイバ総265千芯のうち他事業者による自前敷設が196千芯)ことに加え、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p>	<p>所定の手続、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能」との意見については、実態を十分に考慮した上で、更に検証することが必要である。以上の点を踏まえれば、現時点において、局内光ファイバについて指定を解除することは適当ではない。」とされており、現在も依然としてこうした状況に何ら変わりはないため、今後も継続して第一種指定電気通信設備として指定されるべきと考えます。</p>
<p>NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>【NTT 東日本(P.4)】</p> <p>【イーサ系サービス等のデータ通信網】</p> <p>イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>【NTT 西日本(P.3)】</p> <p>【イーサネットサービス等のデータ通信網について】</p> <p>・当社のイーサネットサービス等のデータ通信網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであること</p>	<p>【イーサ系サービス等のデータ通信網の指定について】</p> <p>・イーサネットサービス等のデータ通信網については、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものでないこと、イーサ装置はネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、競争事業者が自前で装置をNTT 東西殿のビル等にコロケーションすることで同等のサービスを提供できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないと考えます。また、依然として信頼性向上のために端末回線を異キャリアで構成したいというユーザーニーズが存在することも踏まえれば、</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>から、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p>	<p>現時点において第一種指定電気通信設備の指定を解除することは認められないものと考えます。</p>
<p>NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>【NTT 東日本(P.10)】</p> <p>【NGN等に係る機能のアンバンドル】</p> <p>先述のとおり、当社のIP通信網(NGNを含む)にボトルネック性はないため、指定電気通信設備の対象とすべきではないと考えますが、仮に指定電気通信設備の対象として継続する場合であっても、少なくとも実需や他事業者による利用実績がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>【NTT 西日本(P.6～9)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網、イーサネット等のデータ通信網、局内装置、局内光ファイバ及び加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂く必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外して頂く等の対応を行って頂きたいと考えます。 <p>【フレッツサービスに係る機能のアンバンドルについて】</p>	<p>【アンバンドル機能の対象に関する検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西殿は現時点で接続事業者からの接続要望がないことをもって一部機能をアンバンドルの対象外とすることを求めています。接続事業者が希望した時点で接続が可能となる状況にしておくことこそ、NTT 東西殿利用部門と接続事業者相互間での同等性を確保するものであることから、現時点で可能な限りの機能についてアンバンドルを行っておくことが必要と考えます。 ・ また、NTT 東西殿は、ひかり電話の関門交換機接続ルーティング伝送機能について、相対で接続事業者と同水準の接続料を適用する現状の接続料設定において特段の問題が生じていないと主張し、第一種指定電気通信設備化後も引き続き相対での接続料設定を継続することを求めています。第一種指定電気通信設備について均一の接続料を設定し、接続約款にて同等の条件を NTT 東西殿利用部門も含めた接続事業者に対して適用することは、接続の公平性を担保するための必須条件であり、第一種指定電気通信設備の相対接続料設定は認められるものではないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>・以上のとおり、他事業者にルーティング伝送機能の利用要望が真にあるとは考えられないことから、フレッツサービスに係る機能（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能）はアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>【中継局接続に係る機能のアンバンドルについて】</p> <p>・中継局接続に係る機能のアンバンドルについては、他事業者のネットワークの詳細がそもそも明確ではありませんし、更に、他事業者から具体的な機能の利用要望も頂いていないことから、当該機能（一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能）はアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <p>・現在のひかり電話の接続料は、接続相手方の事業者が設定する接続料と同水準とすることを基本に、各事業者と相対で決定しているに過ぎず、当社が任意に接続料を設定しているものではなく、公正競争上の問題は生じていないことから、現在の接続料の決定方法に拠ることで、公正競争上の問題が具体的に明らかになるまでの間は、現状の運用（相対）を継続することとし、IP電話サービスに係る機能（関門交換機接続ルーティン</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>グ伝送機能)はアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>【イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の理由により、イーサネットサービスに係る機能(イーサネットフレーム伝送機能)をアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。 	
KDDI	<p>【KDDI(P.3～4)】</p> <p>■分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設定</p> <p>分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設定については、平成18年度に行われた「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」の議論において、早急な対応が必要と競争事業者が要望したにもかかわらず、答申において「NGN接続ルールと併せて議論することが必要」と結論が先送りされた経緯があります。</p> <p>これを踏まえたNGN接続ルールの議論を経ても、答申で「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定については、今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当」と、再び先送りとされました。</p> <p>これは、接続料設定と併せて議論された加入光ファイバの“競争事業者間におけるOSU共用”の取組みを念頭において「FTTH市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必</p>	<p>【分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年3月27日に行われたNGN接続ルール答申後もNTT東西殿の光サービスシェアの拡大は継続(72.2%(平成20年3月末)→72.9%(平成20年6月末))しており、KDDI殿の主張通り、注視にとどまらず、早急にFTTH市場の競争促進を図るための措置を取ることが必要です。 ・具体的な措置として、分岐端末回線あたり接続料設定の必要性の再検討及び光配線ブロックの拡大検討を早急を実施すべきと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>要」とされたものですが、「競争事業者のみでの共用」では、NTT東・西と競争事業者との間の公平性が担保されないという問題が残ります。</p> <p>このように、補正申請された加入光ファイバ接続料及び競争事業者間での加入光ファイバの共用では、FTTH市場におけるNTT東・西による実質的独占状態を是正するための措置として十分とは言えません。分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設定が今回見送られたことにより、むしろNTT東・西のFTTH市場独占は助長されるおそれが強いと考えます。</p> <p>市場シェアの伸びが明示しているとおり、最早「FTTH市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要」という段階ではなく、早急にFTTH市場を活性化させるために必要な措置が講じられるべきです。</p> <p>また、分岐端末回線については、收容効率を高めて回線あたりコストを下げるため、配線ブロック(局外スプリッタがカバーするエリア)の対象世帯数を拡大する等、適正化を図るべきと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス	<p>【イー・アクセス(P.4)】</p> <p>■ 第二種指定電気通信設備の指定要件の見直し</p> <p>【問題点】</p> <p>・MVNO 接続の推進によって第二種指定電気通信設備における接続の重要性が高まっている昨今の背景もあり、日本通信殿～NTT ドコモ殿間の接続協議にも見られるように円滑に進捗していない事例も発生しているため、現行の制度運用が、電気通信事業法で規定された制度趣旨に合致していない虞があると考えます。</p> <p>・たとえば、第二種指定電気通信設備の指定要件は、業務区域内における特定移動端末設備の占有率が 25%以上を有することになっており、指定された場合は接続約款の届出が義務化されていますが、現行の届出制の運用だけでは、電気通信事業法第 34 条第 3 項(※)に規定された接続条件の適正条件を十分にチェックすることは、現実的には極めて困難であると考えます。</p>	<p>【第二種指定電気通信設備に関する検証、指定要件に関する検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種指定電気通信設備制度の運用の適正性を検証の上、今後の当該制度の在り方の検討につながる契機とすべきとするイー・アクセス殿の意見に賛同します。当該制度は、現状の移動体通信市場における非対称規制として存在していますが、実態的には指定を受けている市場支配力を有する事業者とその他の事業者とに課される義務等に必要十分な差異があるとは言いがたいと考えます。従って、前者に対する規制の適正性について、検討を行うべきと考えます。 ・ 具体的には、市場支配力を有する事業者が、料金・サービス施策等を通じて、顧客流動性を阻害していないか、あるいは、当該事業者との接続等各種ルールが適正に整備・運用されているかについて、適時検証を行うことが必要と考えます。前者については、メールアドレスの引継ぎやそれに準じるサービスが可能な環境作りを行うことが特に必要であり、後者については、設備共用やローミングに係る事業者間の枠組みが現状不十分であることから、ルール整備を行うことが急務であると考えます。
KDDI	<p>【KDDI(P.6～7)】</p> <p>【NTT 東西殿と NTT ドコモ殿の FMC 連携】</p> <p>◆ 下記 a.～f.の禁止。NTT東・西が不当な優遇等をしていないことを第三者が内部から検証するための検証体制の構築。</p>	<p>【ドコモショップにおける B フレッツ販売】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社意見書(平成 20 年 8 月 25 日)で述べたとおり、ドコモショップは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTT ドコモ」という。)殿の一部とみなし、NTT ドコモ殿本体と同等の禁止行為規制を適用する必要があると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>e. NTTドコモショップ(販売代理店)における携帯電話端末とNTT東・西のフレッツサービスのセット販売</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ その際、現行のルール上ではドコモショップを運営する代理店が禁止行為規制の対象外であることを考慮すれば、上記を実現するための一つの手法として、ドコモショップに対して自社商品の取扱いをNTT東西殿が求めることを禁止する等、NTT東西殿に対して規制を課すことが考えられます。 ・ 加えて、当面の措置として、KDDI殿がご指摘のとおり、ドコモショップにおけるセット販売に関しNTT東西殿が不当な優遇等をしていないことを、第三者による内部検証を可能とするための体制を構築すべきと考えます。
<p>株式会社ケイ・オプティコム(以下、「ケイ・オプティコム」という。)</p>	<p>【ケイ・オプティコム(P.3)】</p> <p>(1)NTT再編時の公正競争要件</p> <p>関西圏での家電量販店におけるNTTの販売ブースでは、OCNwithフレッツやOCNをメインに販売活動を実施しておりますが、実質的にNTT西日本が設置した専用ブースにて、実質的にNTT西日本から派遣された販売員がOCNwithフレッツやOCNをメインに販売しているのが実態であると認識しております。</p> <p>こうしたなか、フレッツ光とOCNのセット販売を前提とした営業方法等の周知がなされているのではないかという疑念もあります。</p> <p>また、NTT西日本の販売代理店からの電話勧誘や投げ込みチラシにおいても、「OCN+フレッツ光」のみの販売促進を行って</p>	<p>【量販店におけるフレッツとOCNのセット販売】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社意見書(平成20年8月25日)でも述べたとおり、現在大手量販店においては70%以上もの店舗において、Bフレッツ販売時にOCNのみを扱っている状況は、明らかに不自然なものであると言えます。 ・ これほどまでに特定のプロバイダのみが優先的な扱いをされていることについては、ケイ・オプティコム殿が指摘されている「実質的にNTT西日本が設置した専用ブースにて、実質的にNTT西日本から派遣された販売員がOCNwithフレッツやOCNをメインに販売している」ことの影響をはじめ、何らかの背景があると推察されるため、こうした状況が生じている要因について、運用実態にまで踏み込んだ詳細な検証をすべきであると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>いるケースも見受けられます。</p>	
<p>KDDI イー・アクセス</p>	<p>【KDDI(P.7)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定関係事業者の追加 <ul style="list-style-type: none"> ②NTT東・西の営業活動を受託している県域等子会社は、実質的にNTT東・西本体と同一であるとみなせます。 <p>【イー・アクセス(P.6)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定関係事業者の指定の拡大 ■ 特定関係事業者の指定要件の整備 <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県域等子会社については、2007年度の競争セーフガード制度の取組みにて、競争事業者等からのパブリックコメント等で、以下のような事象があるものの公正競争に係る各種規制の対象外となっている点について、制度の形骸化に対する懸念が寄せられています。 ・ 県域等子会社は、NTT東西殿の100%子会社であり、また役員がNTT東西殿との間で兼任されており、経営が実質的に一体化となっている。 ・ 県域等子会社は、NTT東西殿の商品だけでなくNTTドコモ殿の商品も扱っており、NTTグループで一体的な営業が行われ公正競争が阻害され易い状況にある。 <p>これをうけて、総務省殿から「講じるべき措置」の要請がNTT東</p>	<p>【県域等子会社とNTT東西殿の一体化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ KDDI 殿、イー・アクセス殿もご指摘のとおり、県域等子会社は NTT 東西と実質的に一体として経営されており、また、弊社意見書(平成 20 年 8 月 25 日)でも述べたとおり、ユーザからして見れば県域等子会社は NTT 東西殿の一営業所にしか見えません。 ・ 従って、県域等子会社は NTT 東西殿と実質的に一体であるとみなし、NTT 東西殿本体と同等の禁止行為規制を適用することが必要であると考えます。 ・ その際、現行のルール上では県域等子会社が禁止行為規制の対象外であることを考慮すれば、上記を実現するための一つの手法として、県域等子会社に対して自社商品の取扱いをNTTドコモ殿が求めることを禁止する等、NTTドコモ殿に対して規制を課すことが考えられます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>西殿へ行われ、「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)に対するNTT東西殿による措置の状況」(平成20年7月総務省殿公表)において、ファイアーウォール運用の周知徹底の実施、NTTドコモ殿からの受託業務に関する会計整理の適切な実施及び役員 の兼務状況(内容は一切非公開)の報告がなされていますが、定性的な報告内容に留まっており2007年度に指摘された懸念は未だ払拭するには至っていないと考えます。</p>	
イー・アクセス	<p>【イー・アクセス(P.10~11)】</p> <p>■ADSLサービスの未解除状態におけるBフレッツへの屋内配線切替えの奨励について</p> <p>【検証が必要な事象】</p> <p>集合住宅の契約者回線型(電話重畳なし)ADSL利用中のユーザに対して、Bフレッツ工事の際に、ユーザがADSLサービスの解約申込をする以前に、現にADSLにて使用している屋内配線をBフレッツに切替えるような対応の実施を(その結果、ADSLサービスは利用できず、解約と同等の状態となる。)奨励していないか。</p> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この事象のような他社ADSLサービスが現用している屋内配線切替えを伴ったBフレッツ回線工事は、メタル線と光ファイバ 	<p>【ADSL解約前の屋内配線切り替え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮にイー・アクセス殿が主張しているようなADSL解約前の屋内配線切替という事例がNTT東西殿により行われているとしたら、これは公正競争上極めて問題のある行為であると考えます。NTT東西殿の営業実態は我々では検証できないことから、総務省殿においては本件について、詳細な調査を行ったうえ、NTT東西殿と接続事業者とで屋内配線を公平に設置・利用できるよう必要なルール整備を行うべきと考えます。 ・ このようなルール整備は、お客様及び接続事業者の選択肢を拡大し、FTTHサービス市場の競争促進の一助になるものと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>のアクセス回線を独占的に有し、両方の開通工事を自らの出資会社等関連会社が行っている NTT 東西殿でしか実現できない行為であり、公正競争に及ぼす影響は非常に大きいと考えます。</p> <p>・また、NTT 東西殿と ADSL 事業者間で確認されている解約申込処理フローは、ユーザからまず ISP 事業者（もしくは ADSL 事業者）を通じて行われることになっているにもかかわらず、例えばユーザの意思を確認した上であっても NTT 東西殿の都合を優先して、屋内配線区間部分が B フレッツに切替えられた場合、ADSL 事業者は、NTT 東西殿から ADSL に係る接続料を請求され続けることとなり、この点も大きな問題点と考えます。</p>	
NTT 西日本	<p>【NTT 西日本(P.10)】</p> <p>・また、市場支配的事業者同士が連携することをもって、直ちに、公正競争阻害性が増すとすることは適当ではありません。競合事業者のお客様だけが自社内の固定・携帯相互間での通話料無料サービスや固定・携帯の融合サービス等の利便性を享受できるということになれば、当社のお客様の利便性が著しく損なわれ、それによって事業者間の競争中立性をも欠くこととなります。したがって、お客様利便の向上の観点からは、競争排他的でない限りは、こうした連携も許容することが必要であり、正当な事業行為を萎縮させないような制度運用が必要であると考えます。</p>	<p>【市場支配的事業者同士の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いまだ強大な市場支配力を有する NTT 東西殿に対し、子会社・関係会社との連携を許容し、自由な事業活動を可能とさせることは、短期的に利用者利便が向上することはあっても、中長期的には、競争が衰退することで利用者利便を損なうこととなります。 ・ また、現状の制度においても、各種コロケーションルールにおける非同等性や新サービス等に関して保有する情報の格差等が存在しており、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間で真に同等性を確保できていない状況にあります。 ・ 従って、NTT 東西殿に係る公正競争要件を緩和する必要性は全くなく、NTT グループ内人事交流に係る実質的な一体経営や地域会社

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>と長距離会社の営業業務集約等、当該要件の趣旨を逸脱した事例が散見されている現状を踏まえれば、NTTグループ内における商品のセット割引や人事交流・営業集約を禁止する等、むしろ当該要件を強化する方向で見直すべきと考えます。</p>
<p>KDDI イー・アクセス</p>	<p>【KDDI(P.6～7)】 【平成19年度指摘事項について】 ■特定関係事業者の追加 ①平成19年度の本制度に基づく検証結果において、以下の懸念事項を「改めて検討していく」とのことですが、NTTコミュニケーションズ以外の電気通信事業者（NTTドコモ、NTTデータ、NTT-ME等）を、NTT東・西の特定関係事業者とすることについて、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力の濫用を防止する観点から検討すべきです。 特定関係事業者に係るファイアーウォール規制は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者（＝NTT東・西）について、当該設備の強い独占性・ボトルネック性に鑑み、公正競争を確保する観点から設けられているものです。市場統合（水平的・垂直的）の進展を踏まえれば、NTT東・西の加入者回線を持つボトルネック性の影響範囲も多様な通信サービスに及ぶことから、特定関係事業者の対象を、NTTドコモやNTTデータ等の電気通信事業者にまで拡大する必要があります。</p>	<p>【特定関係事業者の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ KDDI殿、イー・アクセス殿の意見にあるとおり、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力の濫用を防止する観点から特定関係事業者の範囲を見直すべきと考えます。 ・ 特に、個々に市場支配力を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿が連携して電気通信サービスの共同営業を行うことは、公正競争を確保する観点から大きな問題と考えられるため、特定関係事業者制度に関しては、その対象事業者にNTTドコモ殿を追加するとともに、その規制内容としてNTTグループ会社間の共同営業の禁止等を追加する等、より厳しいものにする措置が必要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>②NTT東・西の営業活動を受託している県域等子会社は、実質的にNTT東・西本体と同一であるとみなせます。NTTの分離・分割等の構造的措置や、NTT東・西の活用業務に対する公正競争条件担保のための措置の実効性を持たせる観点から、県域等子会社を特定関係事業者等の競争ルールの適用対象範囲に加えることが適当です。</p> <p>【イー・アクセス(P.6～7)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定関係事業者の指定の拡大 ■ 特定関係事業者の指定要件の整備 <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県域等子会社については、2007年度の競争セーフガード制度の取組みにて、競争事業者等からのパブリックコメント等で、以下のような事象があるものの公正競争に係る各種規制の対象外となっている点について、制度の形骸化に対する懸念が寄せられています。 ・県域等子会社は、NTT 東西殿の 100%子会社であり、また役員が NTT 東西殿との間で兼任されており、経営が実質的に一体化となっている。 ・県域等子会社は、NTT 東西殿の商品だけでなく NTT ドコモ殿の商品も扱っており、NTT グループで一体的な営業が行われ公正競争が阻害され易い状況にある。 	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>これをうけて、総務省殿から「講じるべき措置」の要請が NTT 東西殿へ行われ、「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007 年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)に対する NTT 東西殿による措置の状況」(平成 20 年 7 月総務省殿公表)において、ファイアーウォール運用の周知徹底の実施、NTT ドコモ殿からの受託業務に関する会計整理の適切な実施及び役員 の兼務状況(内容は一切非公開)の報告がなされていますが、定性的な報告内容に留まっており 2007 年度に指摘された懸念は未だ払拭するには至っていないと考えます。</p> <p>なお、現在、特定関係事業者は、NTT コミュニケーションズのみが指定されていますが、その指定された経緯は、「NTT 東西との間でさまざまな業務の委託関係があること」、「非常に一体的、あるいは排他的な共同営業というものが行われやすい土壌があること」と認識(※)されますが、この経緯とも照らし合わせながら、特定関係事業者制度の本来趣旨を確実に履行するために、範囲の見直しは時機に応じて行われるべきものと考えます。</p> <p>また、NTT ドコモ殿のホーム U における対応ブロードバンド回線としては現状フレッツサービスのみとなっており、今後、他社回線との接続において排他的な取り扱いがされないか、注視が必</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	要と考えます。	
-	-	<p>【NTT ブランドの優位性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTグループ各社におけるブランド力は、事業者間の競争環境に影響を及ぼしているものと考えます。さらに、今後、FMC 等の展開により NTTグループ各社間の連携が強化されるに伴い、ブランド力が相乗的に機能し、競争環境に影響を及ぼす度合いが増すものと考えられるため、公正競争環境確保を目的として、NTTグループ各社におけるブランド使用に関してルール整備を実施することが早急に必要と考えます。 ・ なお、「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(株式会社シード・プランニング 2008年9月17日公表 (http://www.seedplanning.co.jp/press/2008/0917.html))の結果においては、消費者にとっての「NTT」ブランドの優位性や NTTグループの一体性が見受けられる結果が導き出されており、今後本件について詳細検討を進める上での参考として下記に概要を記載させていただきます。 <p><「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」概要等></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「NTT」ブランドの認知度及び影響力 <ol style="list-style-type: none"> 1) 「NTT」ブランドの認知度は圧倒的

意見提出者	該当部分	再意見
		<ul style="list-style-type: none"> - 「『NTT』のみを知っている」(38.7%)、「『日本電信電話株式会社』と『NTT』のどちらとも知っている」(61.3%)との結果から、消費者のほぼ全て(99.9%)が「NTT」を認知している。 2) 「NTT」ブランドは消費者のサービス購入時に影響 <ul style="list-style-type: none"> - サービスや商品購入の際に社名に「NTT」を冠することで、56.2%の消費者が利用意向が増すと回答。 3) 消費者はサービスブランドでなく、NTT ブランドでサービスを選択 <ul style="list-style-type: none"> - 「『NTT』という企業ブランドの方が印象、及び記憶が強い」(70.9%)が7割超を占めている。 <p>② NTT グループの一体性について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) NTT グループ各社が個別の事業運営を行っているとの認識は少数に留まる。 <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズとが「一体的に事業運営しているとみている」(30.1%)及び「よくわからない」(34.9%)の合計が6割超。 - NTT 東西殿と NTT ドコモ殿とが「一体的に事業運営しているとみている」(22.0%)及び「よくわからない」(32.5%)の合計が5割超。 2) NTT 東西殿と 県域等子会社を別会社と認識している消費

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>者は少数。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「NTT 東日本-〇〇」や「NTT 西日本-〇〇」という社名を、「NTT 東日本や NTT 西日本の子会社」と捉えている消費者が 26.8%に対し、「NTT 東日本や NTT 西日本の支店」と捉えている消費者は 36.3%と多数を占める。
-	-	<p>【地域会社と長距離会社の営業業務集約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社意見書(平成20年8月25日)ではNTT東西殿とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ殿」という。)との営業業務集約の事例として、① 市内/市外/国際のバンドル割引、② NTT東西殿加入電話とNTTコミュニケーションズ殿フリーダイヤルのセット提供及び③ イーササービスバンドル提供の3点を例示しましたが、それぞれの事例について、以下に具体的内容を示します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 市内/市外/国際のバンドル割引について <ul style="list-style-type: none"> - 市内/市外/国際の全通話区分において高割引率を提示した、NTT 東日本殿と NTT コミュニケーションズ殿のマイラインサービスのバンドル割引。 - 市内通話区分については、競争事業者において同様な割引を実施することは困難であり、実質的に排他的なバンドル割引となっている。 ② NTT東西殿加入電話とNTTコミュニケーションズ殿フリーダイ

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>ヤルのセット提供</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東日本殿の加入電話サービスとNTTコミュニケーションズ殿のフリーダイヤルサービスを一体とした実質的に排他的なセット販売。 - NTT コミュニケーションズ殿よりフリーダイヤルサービス単体での契約では割引適用を行わないとの条件提示により、加入電話サービス部分と一体でのサービス提供を実施。 <p>③ イーササービスバンドル提供</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT コミュニケーションズ殿の e-VLAN サービスにおいて、NTT 東西殿のビジネスイーササービスを接続して組み合わせ、e-VLAN サービスとして一体的に提供した実質的に排他的なバンドルサービス。 - 一体的に提供されたビジネスイーサ部分を契約約款価格で調達した場合、競争事業者が同等の形態及び価格で提供することができないような品目がNTT コミュニケーションズの商品に存在する。 <p>・ 以上のように NTT コミュニケーションズ殿への営業業務集約により行われている営業活動は実質的に排他的なセット販売や割引であり、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に照らして問題がある可能性が極めて高いものと考えられるため、早急に是正措置を取ることが必要と考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>【NTT 東日本(P.12)】</p> <p>当社は、従来より相互接続や調達活動等において公平・公正かつオープンな取組みを行うなど、事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、公正競争上の問題は特段生じていないと考えております。</p> <p>また、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果においても、指定電気通信設備に係る禁止行為等の法令に抵触するような事実はなく、「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)」(2008年2月18日総務省)についても、当社に公正競争遵守の再確認を要請したものであったと考えております。</p> <p>【NTT 西日本(P.10)】</p> <p>当社は、これまでも事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守しており、また、他事業者からの指摘等によりお客様の誤解を生じかねない事象が確認された場合等には、随時、社内指導を行うなど、適切な事業活動を行ってきたところです。</p>	<p>【公正競争要件・禁止行為規制の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種禁止行為規制に関して、NTT 東西殿は同規制を遵守していると主張していますが、NTT 東西殿の側で規制の遵守のために講じている措置に係る情報開示が不十分であるため、接続事業者側では実態が確認できない状況にあります。 一方で、NTT 東西殿の事業活動については、弊社も含む各社意見書に挙げられているように、禁止行為規制に照らして問題と思われる事例が散見されています。 従って、まず、総務省殿は、NTT 東西殿からの規制の遵守のために具体的に講じている措置についての情報・報告を開示するとともに、それらも含めた上で、競争セーフガード制度の運用に関する意見募集を行うべきと考えます。その上で、総務省殿において、情報開示・報告の内容が十分でない判断された場合においては、前述の調査権を発動し、より詳細な情報収集を行った上で、本制度に係る検証を行うべきと考えます。
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>【NTT 東日本(P.13)】</p> <p>活用業務認可制度については、お客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくため、さらには多様な競争の創出によ</p>	<p>【活用業務認可制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状では NTT 東西殿の業務範囲規制が形骸化していることに加え、NTT 東西殿の実質的な一体化が進行しており、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)が脱法的に運

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>る市場の活性化のためにも、これまで以上に迅速かつ柔軟に運用していただきたいと考えます。</p> <p>【NTT 西日本(P.11)】</p> <p>・活用業務認可制度については、お客様のより高速で快適、安心・安全、いつでもどこでも何でもつながるといご要望に積極的にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくため、さらには多様な競争の創出による市場の活性化のためにも、これまで以上に迅速かつ柔軟に運用していただきたいと考えます。</p>	<p>用されることによって、もともと不十分であった NTT 再編成時の趣旨すら没却されている状況にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従って、少なくとも現行の活用業務認可制度に係る規制については例えば、以下のような運用が必要と考えます。(詳細は「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の改正案に対する意見募集」に対する弊社意見書(平成19年7月3日)を参照願います。) ① NTT 東西によって申請された活用業務が、県間通信に係る業務と県内通信に係る業務とが一体不可分な業務である場合、NTT 法第 2 条第 5 項に定める「おそれ」の有無を判断する際に、これらの業務全体での影響を検証すること ② 認可済みの活用業務について、実施状況報告に基づき、再審査及び再認可の手続きを行う等、見直しの充実化を図ること ・ なお、NGN に基づく IP サービスや、FMC サービスが主要サービスとなる IP 時代に向けて公正競争環境を確保するためには、アクセス網の機能分離等の抜本的な対処が必要不可欠であり、そのためにも NTT 組織問題に係る議論の開始時期を可能な限り前倒し、早急に検討に着手すべきと考えます。
<p>ケイ・オプティコム イー・アクセス</p>	<p>【ケイ・オプティコム(P.4)】</p> <p>②加入電話の移転相談時のフレッツ光への誘導についてマーケティング調査のために、フレッツ光ユーザに対しフレッツ</p>	<p>【116 でのフレッツ営業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケイ・オプティコム殿やイー・アクセス殿がご指摘の内容と同様の事例が当社顧客からも挙げられており、事実、弊社コールセンターに

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>光を選択した理由やきっかけをお聞きしたとき、加入電話の移転のためにNTTに連絡・相談した際にフレッツ光に誘導されたととれる回答が散見されました。</p> <p>これは、116番等の加入電話に関する窓口が、フレッツ光やひかり電話の販売チャネルになっている可能性を示すものですので、当該窓口におけるトークスクリプトの具体的な内容を含め実態を改めて検証し、是正する必要があります。</p> <p>【イー・アクセス(P.7～8)】</p> <p>■NTT116 を利用した B フレッツサービスの営業</p> <p>【検証が必要な事象】</p> <p>①ユーザが NTT116 窓口において、加入電話移転居の手続を行った際に、ユーザから B フレッツに関する問合せを行っていないにも拘らず、現状の他社サービスの利用状況を確認された上で、移転先において B フレッツサービスの勧誘が奨励されていないか。</p>	<p>おいても、電話移転手続時に 116 において ADSL から光への移行をすすめられたという申告事例があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社意見書(平成 20 年 8 月 25 日)で述べたとおり、この問題を根本的に解決するためには、NTT 東西殿に対して、機能分離等のより強い措置を求めることが必要と考えます。 ・ 従って、NTT グループの組織問題について可及的速やかに検討を開始するとともに、当面の対応として、ケイ・オプティコム殿ご提案のとおり当該窓口におけるトークスクリプトの具体的な内容を含めた実態の公表・検証等、116 窓口における NTT 東西の受付フロー等に問題がないか検証の上、追加的対策を求めることが必要であると考えます。
ケイ・オプティコム	<p>【ケイ・オプティコム(P.4)】</p> <p>(2)－2: 不当な内部相互補助の防止(会計の分離等)</p> <p>NTT西日本がキャンペーンと称して平成17年から開始した「光ぐっと割引(※)」が、実質的に3年以上継続して実施されており、恒常的な料金メニューとなっております。</p> <p>これは、恒常的な料金メニューにおいて、地域毎に料金格差を</p>	<p>【B フレッツへの内部補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケイ・オプティコム殿がご指摘のような恒常的な割引料金設定の問題に加え、競争事業者より従前から指摘の多額の販売奨励金の問題等、NTT 東西殿における FTTH サービスの積極的な販売促進の背景には、固定電話を中心とした独占市場からの不当な内部相互補助が存在するのではないかと疑いが拭いきれません。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>設けていることに他ならず、電気通信事業法第6条に定める利用の公平の観点から問題であると考えます。</p> <p>また、「光ぐっと割引」適用後のNTT西日本のFTTH利用者料金は、NTT東日本のFTTH利用者料金より安い料金設定となる一方、本年実施された加入光ファイバの接続料改定におけるNTT西日本の接続料は、NTT東日本の接続料より高い接続料が設定されており、利用者料金とそのコストたる接続料について東西間で逆転現象が生じております。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、そもそも地域毎の料金設定が恒常的に行われていることに問題ないのか、活用業務制度を利用して提供されているフレッツ光やひかり電話の利用者料金が、適正コストを下回る競争阻害的な料金設定になっていないか等を改めて検証する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従って、総務省殿におかれては、FTTH サービスに係る公正競争環境の確保を目的とし、ケイ・オプティコム殿指摘の内容に関する詳細な検証の上、弊社意見書(平成20年8月25日)にて要望したFTTHサービスに係る費用の詳細化を行っていただきたいと考えます。
-	-	<p>【レイヤ間を跨る市場支配力の行使(上位レイヤへの不当な市場支配力行使)】</p> <ul style="list-style-type: none"> エヌ・ティ・ティ レゾナント株式会社殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿の連携について、ただちに法的問題がないとしても、IP化の進展に伴うプラットフォームレイヤのグループ連携や、それに伴うコンテンツアプリケーションレイヤの囲い込み等の実態については、常に注視を行うべきです。特に、NTT東西殿及びNTTドコモ殿といった指定電気通信設備を設置する事業者と上位レイヤの結びつきは、利用者の囲い込みと言う形で市場へ与える影響が甚大なこと

意見提出者	該当部分	再意見
		から、実態把握を行う取組みが継続的になされるべきです。
KDDI イー・アクセス	<p>【KDDI(P.9)】</p> <p>■IPv6におけるNTT東・西のISP化の懸念</p> <p>活用業務「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定等」(平成20年2月25日)の認可条件として、IPv6マルチプレフィクス問題解消のため、NTT東・西とISPで協議することとされました。</p> <p>仮に、この協議の結果、NTT東・西がインターネット接続機能を提供することになれば、NTT東・西がISP事業領域を独占することになり、競争が損なわれるため、公正競争上問題であると考えます。</p> <p>【イー・アクセス(P.12～13)】</p> <p>■NGNにおけるインターネット接続について</p> <p>【検証が必要な事象】</p> <p>NTT東西殿のNGNサービス“フレッツネクスト”開始に伴い、NGNを足回りとしたISPのインターネット接続サービスが提供されているが、NGNのクローズドネットワーク内で利用されるIPv6</p>	<p>【NTT東西殿のIPv6進出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見にあるとおり、IPv6 マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東西殿とISP間の協議の結果、公正競争上の問題が生じる結論が導かれることのないよう、協議状況については、都度、公開され、すべての利害関係者からの意見徴収が可能となるように配慮すべきと考えます。 ・ NTT-NGNにおけるIPv6の提供方式の検討は、技術的観点のみならず、公正競争環境確保の観点を重視して慎重に行われるべきと考えます。万一、NTT東西殿がユーザにIPv6アドレスを直接付与する方式を採用することが不可避となる場合は公正競争上の問題があるため、総務省殿におかれては、活用業務認可手続きの実施はもちろんのこと、NTT東西殿の支配力がISP領域に及び、ISPの事業の自由度が損なわれることのないよう、事前のルール整備を確実に行っていただく必要があると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>ではISPを経由したインターネットに接続できず、また、NGN でISPによる IPv6 のインターネット接続サービスの提供は、マルチプレフィクス問題があり、現行仕様では対応不可。</p> <p>【問題点】</p> <p>今後の IPv6 へのネットワークアーキテクチャの移行を考慮すれば、ISPが自身の取得した IPv6 をユーザに付与できないことは、既に IPv6 で NGN サービスを開始している NTT 東西殿との間で公平性が確保されていない状況であるとともに、IPv4 から IPv6 への移行が必要な状況下で、ユーザの選択肢を制限することになると考えます。</p> <p>参照：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定」(平成 20 年 2 月認可)の認可条件 1 <p><認可条件 1></p> <p>「(略)なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うこと。」</p> <p>【必要な措置】</p> <p>本件については、ISP 事業者と NTT 東西殿との間で協議が行</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>われているものと認識していますが、競争セーフガード制度の中でも、公正競争の確保の観点で課題の解決が計られているかどうか、進捗を注視していくことが必要と考えます。</p>	
<p>KDDI ジャパンケーブル ネット株式会社 日本ケーブルテレ ビ連盟</p>	<p>【KDDI(P.8)】 【追加で検証すべき問題】 ■NTT東・西フレッツ光と NTT グループ各社映像系サービス（ひかり TV・フレッツ TV 等）の一体的提供 NTT東・西のフレッツ光を利用した映像サービスは、NTTぷららを中心とするNTTグループ連携により提供されていますが、お客様から見るとフレッツ光のサービスとして、NTT東・西自身が放送サービス（地上デジタル放送、多チャンネル放送）を提供しているかのような宣伝・広告活動を行っています。 本来、アクセスサービスのみ提供する立場にあるNTT東・西が前面に出てコンテンツサービスを提供しているように見せる営業手法は、NTTブランドを利用したグループ市場支配力の濫用であり、このような目的達成業務の範囲を超えたグループ一体営業は、公正競争上問題です。</p> <p>【ジャパンケーブルネット株式会社(P.1)】 東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社（以</p>	<p>【NTT ブランドを用いた放送サービス営業活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ KDDI殿、ジャパンケーブルネット株式会社殿がご指摘のとおり、フレッツ・テレビの利用にあたってはNTT東日本殿と株式会社オプティキャスト殿と両社との契約が必要でありながら、同サービスの販売促進においては、NTT東日本殿が前面に出てフレッツ・テレビを提供しているように見せる営業手法がとられています。加えて、同サービスはNTT東日本殿の窓口にてワンストップで契約完了が可能となっている等、利用者からすればNTT東日本殿が単独でサービスを提供しているようにしか見えない状況です（フレッツ・テレビの申し込みフローについては、http://flets.com/ftv/flow.htmlを参照願います）。NTT東西殿本体による放送サービス提供が禁止されていることに鑑みれば、上記のような利用者の誤認を招くような営業活動は公正競争確保の観点から問題であると考えます。 ・ また、日本ケーブルテレビ連盟殿がご指摘のとおり、株式会社オプティキャスト殿・株式会社オプティキャスト・マーケティング殿の株主構成は、両社が NTT 東西殿の支配下にあると想定されるものであり、そもそも現行のフレッツ・テレビの提供形態自体が、NTT 東西殿

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>下、「NTT 東西」)のフレッツサービスを利用した放送サービス(フレッツ TV、ひかり TV)は、実際には NTT 東西とは異なる別の事業者が提供主体となっているにもかかわらず、NTT 東西が前面に出た広告宣伝活動が行われております。</p> <p>当該活動はお客様に対して、“NTT 東西が放送サービスを提供している”といった誤解を招く恐れがあり、実質的には NTT 東西が放送事業に参入しているに等しいことから、NTT ブランドを使用した放送サービスの営業活動を厳格に禁止すべきと考えます。</p> <p>【日本ケーブルテレビ連盟(P.1)】</p> <p>NTTの実質的放送事業参入に対する懸念について</p> <p>1. ・NTT東は本年7月より「地デジ対策」と称して、NTT東が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」の契約と、(株)オプティキャストが提供する放送サービス「スカパー！光(ホームタイプワイド)」の契約により、682.5円/月で地上デジタル放送が視聴できると、大々的に広告宣伝を行っております。利用料につきましては、放送サービス「スカパー光」の利用料も含めてNTT東が直接回収を行なっております。</p> <p>・電気通信役務利用放送事業者であるオプティキャストの経営に重大な影響を及ぼすマーケティング会社(オプティキャストマーケティング)の株式を49%保有していることは、実質的にオ</p>	<p>が地域通信網における独占的地位を有すること等を踏まえてなされた行政指導の趣旨(NTT 東西殿の放送事業への出資を 3%以下に制限等)に反しているとも考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従って、総務省殿におかれては、両社と NTT 東西殿との間の事業上での関係等を調査の上、上記行政指導の趣旨の確保に必要な措置を講ずるべきであり、少なくとも NTT 東西殿が「フレッツ」といった自社商品ブランドを用いて放送サービスの訴求を行う等、NTT 東西殿が前面に出る形での営業活動を禁止する等の措置がなされるべきと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>プティキャストの経営に対し、一定の影響力・支配力を有していると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の様なこと等から、本サービスは適用法で規定されているNTT東の業務範囲を逸脱している可能性・懸念が大であると考えます。 ・オプティキャスト、オプティキャストマーケティングも含めて、当該事業の実態を検証し、公表すべきと考えます。 	
NTTドコモ	<p>【NTTドコモ(P.1)】</p> <p>【当社の放送事業者への出資について】</p> <p>現在、当社が放送事業者に出資する場合、1社への出資であっても「出資対象となる放送会社との間における業務の関連性を踏まえつつ、実質的な支配とはならないよう、個々の事例において具体的に制約」することとされております。</p> <p>今後、放送と通信の融合が急速に進展することが想定され、携帯電話事業が持つ放送事業との親和性が期待される中、当社のみが携帯端末向けマルチメディア放送サービスを他の携帯電話事業者と同等に展開できない場合、競争対抗上多大な支障が生じる恐れが高くなります。</p> <p>さらに、新たな放送の普及促進を図ることで産業の振興、国際競争力の強化等が期待される中で、国民のニーズに応えつつ、事業の立ち上げの早期化・安定化を確保するためには、機動的かつ柔軟な出資が必要となると考えます。</p>	<p>【放送に出資する場合の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西殿は加入電話市場において90%弱、NTTドコモ殿は携帯電話市場においてシェアの過半を有しているように、市場支配力の存在等、NTTグループ各社の放送進出について一定の制約を課している前提の条件は変わりがない状況です。 ・ 従って、NTTグループ各社の放送進出に関するルールについて、NTTドコモ殿が指摘しているような見直しを行う必要はなく、むしろフレッツ・テレビに見られるような、本来の行政指導の趣旨に照らして問題と考えられる行為を規制するための見直しが必要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>以上により、当社が出資する場合の条件として「実質的な支配」の有無だけで判断するのではなく、出資による社会的影響度合いや弊害が生じる蓋然性等を総合的に踏まえたうえで、個別具体的に判断する必要があると考えます。</p>	
<p>KDDI NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>【KDDI(P.4)】</p> <p>【平成19年度指摘事項について】</p> <p>■NTT東・西に防止策の周知徹底、履行状況の報告が求められた問題</p> <p>平成19年度の本制度に基づく検証結果において、以下についてNTT東・西に措置を講じるよう要請が行われたことは適切と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用 ◆県域等子会社におけるOCNの優遇 ◆県域等子会社における、NTT東・西とNTTドコモそれぞれからの受託業務に係る情報の目的外利用及び内部相互補助 ◆NTT東・西の役員と県域等子会社役員の兼務 <p>しかし、防止策の周知徹底、履行状況の報告は、NTT東・西の自己申告でしかありません。</p> <p>NTT東・西の自己申告に頼らず、客観的に(第三者がNTT東・西の内部から)検証できる仕組みが必要と考えます。</p>	<p>【本制度における検証プロセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止行為規制に係る検証プロセスにおいて、NTT 東西殿の自己申告に頼らない客観的な検証をすべきとする、KDDI 殿の意見に賛同します。特に、以下の3点に留意し、検証プロセスの精緻化を図ることが必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① さらなる情報収集等の実施による調査内容の充実化 ② 検証時の判断基準の明確化 ③ 検証過程におけるさらなる透明性の確保 ・ 本件に関連し、NTT 東西殿からは、他事業者の具体的な立証のない意見に基づく検証を行うべきではないといった主旨の意見が提出されていますが、仮に「おそれ」や「懸念」、「可能性」というレベルにとどまった申告であっても、十分な検証が行われるべきであり、あわせて、NTT東西殿に対する報告の徹底の要請がなされる等、所要の措置が出されることについても当然ながら認められるべきです。むしろ、具体的な立証が存在する案件のみしか検証できない、または措置を講じることができないとした場合、公正競争に係る検証という本制度の役割に比して、極めて不十分な制度運用であると言わざ

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>【NTT 東日本(P.12)】</p> <p>具体的な立証がなされていないにもかかわらず、「おそれ」や「懸念」、「可能性」を以って措置を要請することは、あたかも当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じせしめるものであり、実際、「子会社と一体営業、他社を排除」(日経新聞 2008 年 2 月 16 日)や「子会社優遇、競争阻む」(東京新聞夕刊 2008 年 2 月 16 日)等の誤解のある報道がなされ、当社の企業イメージ、営業活動に多大な影響を与えました。</p> <p>当社の企業イメージ、営業活動に与える影響の大きさを踏まえれば、競争セーフガード制度の運用にあたっては、他事業者の具体的な立証のない意見に基づく検証を行うべきではなく、「おそれ」や「懸念」、「可能性」を以って誤解を与えかねない記載は控えるべきです。また実際に違反行為がない場合には、「正当である」、「問題がない」ことを明記するよう、慎重かつ中立的に評価していただきたいと考えます。</p> <p>【NTT 西日本(P.10)】</p> <p>・したがって、本年度においては、他事業者による指摘の根拠が明確である事案に限定して検証を実施し、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に則り、検証を通じて「公正競争確保のための措置が必要かつ十分でないことが認められ</p>	<p>るを得ません。</p> <p>・ また、そもそも競争事業者に対して、具体的な立証責任を全て負わせること自体、運用上、無理があることから、事業者からの「おそれ」や「懸念」、「可能性」に係る意見をもとにして、総務省殿にてより徹底的な調査を行って頂く必要があるものと考えます。例えば、事業法第 166 条(報告及び検査)の規定を活用する等、総務省殿が調査権を発動し、NTT 東西殿やグループ会社、代理店等を含め、充実した調査を行うことで、より制度の趣旨に合致した検証が可能になるものと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>る場合」に絞って措置を要請するなど、ガイドラインに沿った適切な制度運用をしていただきたいと思います。</p>	
<p>NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>【NTT 東日本(P.14)】</p> <p>固定電話市場においては、自社の携帯電話との無料通話を梃子に、固定電話ユーザの獲得をめざし、自社内や自社グループ内の固定電話－携帯電話相互間の通話を無料にするといったバンドルサービスが登場してきています(KDDI殿:auまとめトーク、ソフトバンク殿:ホワイトコール24)。</p> <p>一般的に固定電話より高い水準の接続料(固定電話の接続料の約5倍の接続料)を携帯事業者が設定していることに鑑みれば、固定発携帯着の通話無料サービスを提供することは困難であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自グループ内への通話だけを無料としているが、自グループと他社に適用する接続料の差に合理的な理由があるか、 ・ 仮に無料とした通話料に接続料の負担がないとすれば、当該通話の接続料を他社の接続料に転嫁している可能性があるのではないか、 <p>といった懸念があることから、電気通信市場における公正な競争確保を図るという競争セーフガード制度の趣旨に鑑み、当該事業者グループ内における接続料の検証が必要であると考えます。</p>	<p>【携帯-固定の通話料無料化、他事業者の営業活動の検証等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも本制度は、事業法に基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性を確保することが目的であり、NTT東西殿より指摘された各案件については、検証対象ではありません。 ・ このような意見がNTT東西殿より出されること自体、NTT東西殿が自身の行為から目を逸らさせるべく、いたずらに議論を拡散させるものであり、極めて問題であると考えます。従って、総務省殿はこのような意見をまともに取り扱うべきではないと考えます。 ・ なお、NTT東西殿より意見提出されている「携帯－固定の通話料無料化」及び「ひかり電話接続料」に係る弊社共意見については、「電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する再意見募集に関する再意見書(平成20年6月10日)」を参照願います。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>【NTT 西日本(P.12)】</p> <p>【固定電話と携帯電話の無料通話について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、固定電話市場においては、自社又は自社グループの携帯電話との無料通話を梃子に固定電話ユーザの獲得を目指し、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とするサービスが登場していますが、当社の場合は、携帯電話事業者殿が当社に対して設定される接続料が高止まりしているため、当社が当該携帯電話事業者殿との間の利用者料金を同様に無料とするサービスを提供することは困難な状況にあります。 ・当社が携帯電話事業者殿との間の利用者料金を無料とするサービスを提供するにあたっては、当該携帯電話事業者殿が当社に対して設定されている接続料の低廉化を図って頂く必要があると考えます。その点、ある携帯電話事業者殿の公式ホームページにおいて、 「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことができる。」と記載されていることに鑑みれば、自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料で補填されている懸念があることから、当該携帯電話事業者殿グループ内等における接続料の取 	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>引実態等を検証して頂きたいと考えます。</p> <p>【NTT 東日本(P.14)】</p> <p>他事業者が、「NTTの〇〇です。基本料がお安くなります」、「NTTから委託を受けてお電話しております」、「今月中にNTTから〇〇〇へ変更しないと電話が使えなくなります」、「NTTと提携したため、電話料金がお安くなります」のように当社または当社関係者を装う、当社から業務の委託を受けていると虚偽の説明を行うなど、他事業者の不公正な営業活動に関する苦情が当社のお客様から寄せられており、個別にお客様及び事業者対応を行っております。</p> <p>競争セーフガード制度の検証にあたっては、公正競争確保に加え、消費者保護の観点からも、NTTグループだけではなく、他事業者の営業活動の適正化についても検証の対象とする必要があると考えます。</p> <p>【NTT 西日本(P.12)】</p> <p>【他社 0AB～J/050 電話サービスに係る接続料について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来は、ひかり電話の接続料を交渉する過程において、他社接続料の低廉化に向けた働きかけを行うことが可能であったため、他社 0AB～J/050 電話サービスに係る接続料は、ひかり電話の接続料と同水準となるよう設定されてきたところですが、 	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>今後、ひかり電話の接続料が接続約款に規定されるようになれば、こうした働きかけを行うことが困難になると想定されます。他社接続料の高止まりによって、事業者間の公平性が損なわれる事態が生じないよう、その低廉化に向けた対処策を検討しておく必要があると考えます。</p>	

以上